

石川勤労者医療協会「2016年度事業計画」

2016年3月27日 法人総会において決定

I、はじめに

- 2016年度は、中期事業計画、中期経営計画が本格的に実践される年となります。同時に中期計画の一部見直しを行います。3月総会での議論を踏まえ、6月総会で決定します。
- 個人の尊厳は、医療、介護・福祉の拡充によって実質化します。「無差別・平等の医療、介護・福祉事業を行い、健康で安心して暮らせる地域社会の形成・発展に寄与する」と定款に掲げる法人の目的実現に向けて奮闘しましょう。無差別平等の地域包括ケアは私達だけの力では実現できません。行政機関始め、地域の様々な個人と関係団体の「総がかり」の取り組みが必要です。
- 法人が直面する課題は、「医師の確保と養成」「経営改善」「資金確保」です。全職員と友の会の力を総結集して打開してゆきましょう。この源泉は地域にあります。石川勤医協が公益法人としての役割を事業の上でも、地域活動の上でも、一層発揮することが求められます。
- 城北新病院建設は、補助金問題により当初の15年12月着工がずれ込んでいましたが、16年3月着工、19年11月竣工が決定しました。建設の意義と目的を改めて共有し、資金結集も成功させてゆきましょう。
- 2016年度のクオリティーポリシーを以下の通り定めます。
 - 1、日本国憲法の理念を生かし、平和と福祉あふれる、ゆたかな社会の構築に貢献します。
 - 2、安全で安心かつ信頼される、医療、保健、介護、福祉にわたる包括的なサービスを提供します。
 - 3、民医連綱領にうたう使命を自覚し目標を実現する担い手を、地域および職場で養成します。
 - 4、ヘルスプロモーションの観点から、いきいきと働き続けられる職場づくりを推進します。

II、2016年度事業計画の柱

1、法人運営の改善

- ①2016年度は、引き続き年2回総会を開催します（16年6月総会で「15年度決算」「15年度事業報告」、17年3月総会で「17年度事業計画」「17年度予算」を決定します）。あわせて、17年度から6月の定期総会に一本化に向けた議論を開始します。これは理事会機能の強化と一体の課題です。
- ②理事会開催は、16年度は毎月第4土曜日の午後開催を、継続します。
- ③長年法人の発展に寄与された法人会員の方が、長期にわたって法人の活動にかかわってゆけるように特別会員制度を開始します。（別項参照）

2、無差別・平等の医療・介護・福祉の推進

- ①各事業所での中期計画の議論を開始します。
- ②全事業所での無料低額診療事業の実施をめざします。とりわけ、粟津地域健康生活調査を実施した小松みなみ診療所と、金沢市内の勤医協事業所で唯一未実施の上荒屋クリニックでの、今

年度の指定を特別に重視し、力の集中を図ります。

- ③無差別平等の地域包括ケアを、事業所と友の会が共同して、関係諸団体と連携しながら、全住民を視野に入れて進めてゆきます。
- ④上荒屋Gビジョン会議を継続し、法人の責任で経営改善を図ります。
- ⑤重度の方も最期まで地域で暮らし続けることを支える「機能強化型訪問看護ステーション」を16年4月に開設します。
- ⑤金沢市の指導により「新設法人は3年間は小規模多機能のサテライト施設の運営は不可」となりました。それを受け、おたっしやホーム城北とおんぼら～とは当面、石川勤医協所属のままとします。その下で経営改善を進めます。おたっしやホーム城北ビジョン会議を発足させます。なお、県連的事業である高齢者住宅は16年7月オープンに向け工事が進んでいます。

3、友の会と共同した、地域での公益事業の推進

- ①友の会が組織改訂されて2年目となります。友の会が今後とも事業所とともに発展してゆけるように、職員の友の会活動の参加を推進します。ペア職場の取り組みを更に進めます。
- ②引き続き、友の会の様々な地域活動は法人の公益事業の一環という位置づけで、積極的に取り組みを進めます。各事業所管理部は、そのための「地域活動方針」を持ちます。
- ③法人健康推進部の機能強化を図ります。また地域で友の会活動の「世話人」の養成も大きな課題です。民医連退職者の友の会活動への参加を推進し、地域の中で「世話人」をつくってゆくことを職員と友の会の共同の課題として取り組みます。
- ④事業所利用委員会を定着させ、二つの指標（①毎日の患者・利用者の中で友の会会員の割合向上、②全友の会会員のうち、年1回でも利用した会員の割合向上）で目標を持ちます。実態を日常的に把握できる仕組みを作り、事業所利用委員会での協議内容に反映させてゆきます。
- ⑤16年9月に、共同組織の全国交流会が石川で開催されます。全国の豊かな経験を学び合う絶好の機会です。職員、地域の会員・世話人が積極的に参加を組織します。
- ⑥健康友の会の中期計画の議論がすすんでいます。県連、法人の中期計画と共に総合的に推進してゆきます。

4、医師の確保と養成

- ①どのような事業計画も、継続的な民医連を担う医師の参加がなければ成り立ちません。医師の確保と育成は経営問題でもあります。最優先課題として取り組みます。
- ②既卒医師に対応する事務の配置を行います。その上で、①既卒医師・卒年対応、②育てる医学対を、共に前進させ得る体制を構築してゆきます。
- ③専門医制度の新たな動向を踏まえ、城北病院での後期研修を可能とする条件整備を行います。初期研修は別の病院で行った医師を、後期研修では石川民医連で迎え入れてゆきます。
- ④医師の確保・定着のためには、医師の多様な働き方を拡大することも必要です。またそれに応じて、待遇面でも柔軟に対応できるように整備を進めます。
- ⑤医師労働の軽減の一環としても、電子カルテの統一に着手します。

5、計画的な経常利益の確保

- ①中期経営計画の見直しを行います。地域に根差し、友の会と共に民医連らしい事業と活動を展開し、安定的な経営を維持発展させてゆきます。そのために、各事業所が「友の会とともに事業と運動、経営を前進させる方針」を持ちます。
- ②2016年度の利益目標の達成めざし、増収と費用管理の両面から取り組みます。働き方の見直し、賃金体系の見直しについても率直な問題提起を行ってゆきます
- ③今後10年間は城北病院では経常利益がマイナスという中期経営計画です。その間、他事業所および介護分野で法人全体の経営を支えなければなりません。個々の事業の再編、統合なども当然あり得ます。法人と協議しながら個々の事業所の中期計画の検討を進めます。
- ④これら法人の事業と運動を推進するため、資金結集を図ってゆきます。16年度目標は、建設協力資金2億円、協同基金は純増7000万円、寄付金3000万円とします。

6、次世代を担う職員の育成

- ①引き続き、法人として薬剤師の確保と育成・研修を重視して、労働条件や研修条件の改善などに取り組んでゆきます。
- ②看護師確保は、この間の受け入れ成功の教訓を踏まえつつ、夜勤のできる看護師確保に重点を移行させます。
- ③事務職の採用は、主要な大学への早期からの案内や説明会の開催、学生向け案内資料の作成などを、法人人事部で担ってゆきます。
- ④「民医連事務幹部は地域の中でこそ鍛えられる」の立場で、事務管理者養成講座を再開します。
- ⑤法人の各事業所で介護業務に従事する職員の確保と育成のため、「介護職員初任者研修講座」（旧ヘルパー2級に相当、介護福祉士試験を受験するためには、更に実務者研修が必要）を開始し、更に、実務者研修を展望してゆきます。そのための担当者を配置します。以前、勤医協でヘルパー養成講座を開講していましたが、次第に卒業生が実際の入職に結びつかなくなったということもあり、現在は休止しています。選抜制の奨学金制度など、雇用に結び付ける仕組みを工夫します。

7、労働条件の改善・働き方の見直し

- ①働き方の見直し検討する労使協議を本格的に開始します。賃金カーブの見直し、休日・代休の取り方、非常勤職員の労働の在り方、介護職員の確保とキャリアパスなど、一定の結論・方向性を出して行きます。
- ②そのような労働条件改善を可能にする経営基盤をつくります。

8、生命と平和、民主主義の取組み

- ①法人のクオリティ目標に沿って、社会保障の拡充、平和と民主主義を守り発展させる取り組みを、友の会と職員の共同ですすめてゆきます。
- ②医療と介護・福祉をよくしてゆくという共通の目標のため、地域の諸団体との「架け橋」とし

での役割を発揮してゆきます。

9、特別会員制度の開始について

①当法人定款第5条「法人の構成員」は、以下の様に定めています。

1. この法人の会員は、次の二種とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した者
 - (2) 特別会員 この法人に功労のあった者で総会において推薦された者
2. 特別会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
3. 特別会員は、会費を免除する。
4. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

・このように、特別会員は、会費は免除されますが、総会に参加し意見を述べることはできませんが、第4項により、議決権はないということになります。

②具体的な扱い

- ・概ね80歳以上の会員を対象とします。
- ・特別会員制度の実施開始を、今回の3月総会の案内と共に行います。「特別会員への移行」を希望される方も有られるかと思えます。
- ・6月総会において推薦名簿を承認していただきます。